

東京大学大学院工学系研究科附属国際工学教育推進機構規則

(平成23年 4月 1日 制定)
(平成23年 11月 10日 一部改正)
(平成25年 11月 7日 一部改正)
(平成27年 3月 19日 一部改正)
(平成29年 10月 5日 一部改正)
(平成30年 7月 19日 一部改正)
(平成31年 1月 24日 一部改正)
(令和 3年 1月 21日 一部改正)
(令和 6年 3月 14日 一部改正)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科（以下、「工学系研究科」という。）に国際工学教育推進機構（以下、「機構」という。）を置く。

(目的)

第2条 機構は、工学系研究科附属教育研究施設として、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 工学教育の基盤強化を推進する。
- (2) 国際化教育を推進する。
- (3) 教育研究に関する国際関係事業を推進する。
- (4) 学際領域での外部資金等による教育研究を目的とした講座を運営する。
- (5) 工学を基礎とする創造力・社会実装力を養成する。

(組織等)

第3条 第2条の目的を達成するため、機構に次の部門を置く。

- (1) 工学教育部門
- (2) 国際教育部門
- (3) 国際事業部門
- (4) 学際研究部門
- (5) ものづくり部門

2 機構に、専任教員を置くことができる。

3 前項の教員の選考は、工学系研究科の管理運営に関する内規によるものとする。

(機構長)

第4条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 機構長は、機構の管理及び運営を総括する。

4 機構長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(副機構長)

第5条 機構に、副機構長を置く。

2 副機構長は、工学系研究科の専任教授のうちから機構長が指名する。

3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部門長・副部門長)

第6条 各部門に、部門長及び必要に応じて副部門長を置く。

2 部門長及び副部門長は、機構長が指名する。

3 部門長は、部門の管理及び運営を統括し、副部門長は部門長を補佐する。

(運営委員会)

第7条 機構に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、機構の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、第2条第4号に掲げる講座の運営委員会を兼ねることができる。

4 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

5 委員長は、機構長をもって充てる。

6 委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。

- (1) 副研究科長 1名

(2) 機構各部門長

(3) 研究科長が指名する工学系研究科の教授又は准教授 若干名

7 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 機構の事務の処理については、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、機構の管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京大学大学院工学系研究科工学教育推進機構規則(平成17年4月14日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に機構長の職にある者の任期は、第4条第4項の規程に関わらず平成27年3月31日までとし、この規則の施行日以降新たに機構長となった者の任期は平成29年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。